



**戦略的イノベーション創造プログラム(SiP)
「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」**

**サブ課題A「エコシステム形成の為にソフトインフラ整備」
個別テーマ(1):プラットフォームの円滑運用手法の検討**

公募概要説明



国立研究開発法人物質・材料研究機構
SiP推進室

公募に関する主要事項

（公募要領 2～27頁）

公募対象・規模・件数など

(公募要領 2、15頁)

◆公募対象：

サブ課題A「エコシステム形成の為のソフトインフラ整備」
個別テーマ(1)「プラットフォームの円滑運用手法の検討」
における研究開発課題（プロジェクト）を実施する研究開発責任者

◆公募期間：2024年8月26日（月）～同年9月27日（金）正午

◆初年度の委託研究費（間接経費を含む）：2千万円/件程度

◆研究開発期間：

- ・ 事業化支援対象のサブ課題C個別テーマ(1)の委託研究契約終了時を最長とする（最長で2026年度末まで）
- ・ 毎年度末にステージゲートを設ける。
- ・ 応募状況（件数、希望予算等）に応じて、委託研究費・研究開発期間・採択件数は変動する可能性があります。

◆採択件数：3件程度

応募者の要件

(公募要領 15頁)

応募は、研究開発責任者個人が行ってください。応募の要件は以下のとおりです。

- ① 自らの研究開発構想に基づき、産学連携を含めその構想の実現に適した実施体制を構築し、研究開発責任者として当該研究開発テーマを推進できる研究者であること。
- ② 研究開発テーマに係る分野において、研究蓄積を有するとともに、研究実施において必要となる関係者との連携や協力体制を構築できる活動実績を有すること。
- ③ 国内の研究機関（※）に所属して研究開発を実施できること。
（※）「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人等、企業等のうち、研究開発を実施している機関。
- ④ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。
- ⑤ 所属研究機関で実施している研究倫理教育に関するプログラム、または eAPRIN（旧CITI）等、NIMSが認める研究倫理教育プログラムを予め修了していること。

提出書類

(公募要領16頁)

- ①提出書類鑑（様式1）
- ②研究開発課題提案書（様式2）
- ③プロジェクト希望予算案（様式3）
- ④業務実施体制図（様式4）
- ⑤書類審査用プレゼンテーション資料（様式5）

◎応募には、e-Radによる申請（提出書類一式のアップロードを含む）が必要です。直接NIMSに研究開発課題提案書等を送付しても受理にはなりません。

e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の使用

(公募要領16、17頁)

(1) e-Radへの研究機関、研究者情報の事前登録

◎登録には2週間程度必要。e-Radポータルサイト参照。

<https://www.e-rad.go.jp/>

※すでに取得済みの機関、研究者は不要。

(2) e-Radによる応募申請

<注意事項>

①応募情報のWeb入力と申請様式の添付が必要。

②アップロードで：1ファイルあたり30MB以下、PDF形式のみ。

③研究機関事務代表者の承認が必要な場合、研究者による応募申請の提出後の応募のステータス（「課題一覧」画面）は「研究機関処理中」となる。提出締切日時までに、研究機関（事務代表者）の承認が必要。

※提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」または「受理済」となっていない申請は無効となる。

※提出締切日時までに研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、NIMSまで連絡して下さい。 6

選考の流れ

(公募要領23、24頁)



- 選考は非公開
- 選考に関わる者→守秘義務遵守
- 利害関係者→選考不参加
- 提案の採択に際して、研究開発目標・実施内容及び体制の一部変更、予算額の見直し等の条件を付す場合がある。

◎スケジュール（随時NIMSウェブサイトに掲載予定）

公募期間	面接審査会	採択結果通知
8月26日（月）～ 9月27日（金）正午	10月21日～の週 （予定）	10月25日（金） （予定）

評価基準

(公募要領24頁)

(1) 提案内容の妥当性

- ①本SIP課題の実施方針の目的や目標に合致した内容であるか。
- ②研究開発課題における要件を網羅し、これら要件を満たす具体的な提案であり、その内容に妥当性があるか。

(2) 実施計画の妥当性

- ①検証可能な研究開発目標が設定され、SIP研究開発期間内に目標の達成が可能な実施計画が策定されているか。
- ②上述①の場合において、実施の為の経費が適当であるか。

(3) 実施体制の妥当性

- ①計画した内容を実施できる研究開発の実績を有するとともに、当該サブ課題C個別テーマ(1)と連携して取り組めるか。

研究開発課題の要件（1）

（公募要領24、25頁）

- ① サブ課題C個別テーマ(1)において2023年度および2024年度に採択された研究開発課題を選定し、下記 i) ii) 両方をセットで提案すること。サブ課題C個別テーマ(1)の複数の研究開発課題を選択しても構わない。
 - i) 当該研究開発課題をユニコーンにするための事業化支援の各種手法の開発計画
 - ii) ユニコーン化を継続的に支援していく為のエコシステム形成・運営に必要な各種手法の開発計画
- ② 研究開発の対象は表Ⅲ-1及び図Ⅲ-1、図Ⅲ-2に示すスタートアップの発展形態（第1形態～第7形態）のうち、第1形態～第3形態とする。但し、当該発展形態をよく理解し、最終形態（第7形態）をイメージしながらバックキャスティングした上で、第1形態～第3形態を定義すること。提案にあたっては第3形態までの体制を明確にイメージができることを本研究開発のゴールと設定した上で、明確なKPIを提示すること。
- ③ 図Ⅲ-2のスタートアップの各発展形態で示される、事業化支援部門に要求される機能・想定論点を網羅するだけでなく、各個別テーマの事情に合わせた提案を行うこと。（尚、採択時に、手法開発に取り組む事項については他採択者と分担する場合がある。）

研究開発課題の要件（2）

（公募要領25頁）

- ④ 「マテリアルユニコーン育成エコシステム形成」の観点で、本SIP課題の構成・思想を理解した上で、当該サブ課題C個別テーマ(1)の対象となる採択者と緊密な連携をとるだけでなく、同個別テーマ(1)の他の採択者、また、本SIP課題の核となる用途特化型アプリの価値最大化のため、サブ課題Bとも緊密な連携を行うこと。
- ⑤ i) については、当初よりグローバル展開の視点を念頭に置くこと。
- ⑥ ii) については、本SIP課題の趣旨をよく理解した上で、本支援により我が国が国際的に唯一のマテリアル産業におけるエコシステムとして形成されるに必要な要素をよく考慮すること。スタートアップの発展形態に合わせた事業化支援部門に要求される機能・想定論点の網羅に限らず、あるべき姿をイメージすること。あるべき姿のイメージについては「戦略及び計画」に言及される成熟度(Readiness Level)に基づくエコシステムの成長イメージについても参照すること。
- ⑦ 現在、SIP課題終了までにエコシステムを運営する主体となる、事業化支援を担うアカデミア共同参画組織の設立の可能性について検討している。当該組織の運営の一要素となることを念頭に置き、手法の普遍化・見える化に取り組み、幅広く我が国マテリアル産業を中心とするアカデミア等で活用ができるよう考慮し、実際に活用されるよう取り組むこと。

研究開発課題の要件（3）

（公募要領25頁）

- ⑧ 内閣府発表の「大学知財ガバナンスガイドライン」を熟読の上、当ガイドラインの思想を組み込み、本ガイドラインに沿った運用ができるよう、本件を遂行する上で必要な所属機関の関係部署と連携する体制を構築すること。
- ⑨ 採択された場合、本件を推進する為の適切な外部人材を採用すること（採用しない場合は、その合理的な理由を示すこと）。また、対象となるサブ課題C個別テーマ(1)の研究開発責任者の所属機関（代表研究開発機関）等と共同開発契約、事業化支援契約或いはこれに準ずる契約を締結すること。
- ⑩ 前号契約の締結と併せ、採択後速やかに、所属機関の長（大学であれば学長）に対し本SIP課題の趣旨についてPDから説明の場を設けること。但し、採択者の所属機関が対象となるサブ課題C個別テーマ(1)の研究開発責任者の所属する機関と異なる場合は、その両方の所属機関の長に対する説明とし、サブ課題C個別テーマ(1)及び本採択それぞれで複数機関存在する場合は、それぞれの研究代表機関とする。

採択後の研究推進に関して

（公募要領28～36頁）

NIMSとの委託研究契約

(公募要領28～30頁)

○研究開発責任者が作成し、PDによって承認された計画に基づき、委託研究費を受け取る全機関とNIMSが1対1の委託研究契約を締結。

- ・原則、研究開発の再委託は不可（業務委託は可能）。

※相当の事由に基づき研究開発責任者が申し出た場合に限り、NIMSとの協議を経て、再委託として取り扱うことが認められることがある。

○複数年度契約の締結。

- ・やむを得ない理由で生じた研究開発費の繰り越しが可（機関の種類、理由などにより可否判断）。
- ・向う2年間の契約。毎年変更契約により期間を延長。

○本委託契約書とは別に参画機関間で適切な共同研究契約を締結。

研究開発責任者の責務等

(公募要領31、32頁)

(1) 研究開発の推進及び管理

- ①研究開発課題の実施にあたり研究開発課題内の研究開発計画の立案とその進捗管理の責任を負う。
- ②研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従う。
- ③サブ課題または個別の研究開発課題の体制内における会議体（運営委員会等）の設置・開催、それらの会議体における各種資料の作成、その他関連事項について、PDまたはサブPDから研究開発責任者に要請した場合は、それに応じる。
- ④研究開発責任者は、NIMSの指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出する。
- ⑤事業評価等の研究開発評価や、NIMSによる経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜対応する。
- ⑥NIMSと研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及びNIMSの定める諸規定等に従う。

(2) 研究開発費の管理

(3) 研究開発に参画するメンバーの管理

(4) 研究開発成果の取り扱い

(5) 各種の情報提供

(6) 国民との科学・技術対話

(7) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組

応募に際しての注意事項

（公募要領37～53頁）

応募に際しての注意事項（１）

（公募要領37～45頁）

- V-1 不合理な重複・過度の集中に対する措置（37頁）
- V-2 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保（39頁）
- V-3 不正使用及び不正受給への対応（39～40頁）
- V-4 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置（41頁）
- V-5 関係法令等に違反した場合の措置（41頁）
- V-6 繰越について（41頁）
- V-7 府省共通経費取扱区分表について（41頁）
- V-8 費目間流用について（41頁）
- V-9 年度末までの研究期間の確保について（41頁）
- V-10 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について（42頁）
- V-11 研究設備・機器の共用促進について（42頁）
- V-12 博士課程学生の処遇の改善について（43頁）
- V-13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について（44頁）
- V-14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（45頁）

応募に際しての注意事項（2）

（公募要領45～53頁）

- V-15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について（45頁）
- V-16 URA等のマネジメント人材の確保について（45頁）
- V-17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）（45頁）
- V-18 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（47頁）
- V-19 社会との対話・協働の推進について（47頁）
- V-20 研究データマネジメントについて（48頁）
- V-21 NBDCからのデータ公開について（48頁）
- V-22 競争的研究費改革について（48頁）
- V-23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について（49頁）
- V-24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について（50～52頁）
- V-25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について（52頁）
- V-26 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて（52頁）
- V-27 e-Radからの内閣府への情報提供等について（52頁）
- V-28 研究者情報のresearchmapへの登録について（53頁）

お問い合わせ先

お問い合わせは下記にお願いします。

(1) 本SIP事業内容に関すること

国立研究開発法人物質・材料研究機構 (NIMS)

SIP推進室

E-mail: sip3material_koubo@nims.go.jp ※

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になることを、
予めご了承ください。

(2) e-Radの操作に関すること

e-Radヘルプデスク

0120-066-877 (9時～18時 土・日・祝を除く)

**ご応募をお待ちしております。
ご清聴ありがとうございました。**